

経営会議の内容

件 名	大和市みんなの街づくり条例の一部改正について
所 管 部	街づくり計画部
日時・場所	平成23年11月17日（木） 9：45～10：40 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、議会事務局長、街づくり推進課長
提 出 理 由	大和市みんなの街づくり条例の一部改正に伴う市民意見公募手続き等を行うにあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 ・ 地区街づくり協議会の合意割合の要件を緩和し、組織化しやすくすることだが、逆に弊害になる点はあるか。 （所管部）要件を緩和する一方で活動実績等の報告の義務や縦覧期間を設けるなど、メリハリをつける趣旨の改正であることから、特に弊害になる点はないものとする。 ・ 地区街づくり計画及び地区街づくり協定の認定時、2週間の縦覧と意見書の提出が可能としているが、逆に地区の中でトラブルが懸念される。縦覧期間を設けることの趣旨は何か。 （所管部）合意割合を緩和した一方で、地区の意見を把握することで、市が認定するにあたって、推進会議の意見を聞きながら客観的かつ正確に判断するためのものである。 ・ 地区街づくり協議会の認定要件のうち5千㎡以上の区域とは、都市計画法の提案制度の要件を引用したものなのか。 （所管部）都市計画法の提案制度の要件を参考とした。 ・ 地区計画等の原案の提案制度について、既に都市計画法で提案制度があるにもかかわらず、あえて条例で制度化する理由は何か。 （所管部）都市計画法の提案制度は、市に直接、都市計画の決定や変更の原案を提案することができる仕組みだが、条例上の提案制度は、市に対して市として地区計画の案を作ることを提案できる仕組みとしている。都市計画法上の準拠する条項も異なり、条例の提案制度は、地区計画の手続きに関する条項に準拠したものである。 ・ 既存の団体以外に、条例改正により新たな団体を増やしていく必要があると思うが、改正条例の周知方法等はどのようにするのか。 （所管部）施行は平成24年4月1日を予定しているが、市のホームページやパンフレットなどにより、施行日以降、十分に周知を行っていく。
会議結果	案のとおり、進めていく。